

- ・琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

利用税徴収など盛る 琵琶湖のレジャーで提言

望ましい琵琶湖の利用と活用について検討してきた琵琶湖適正利用懇話会（会長・西川幸治滋賀県立大学長）は二十日、八カ月間の議論をまとめた提言「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方」を国松善次知事に手渡した。「環境や住民の生活と生業に負荷のかからない利用」を基本理念に、レジャーの規制区域や利用税の徴収などを盛り込んでいる。

提言は琵琶湖のレジャーについて、「利用者がそれぞれ立場で主張を繰り返すだけで、マナーに頼っても解決につながらなかった」として、湖面利用に対する利用税（使用料）の導入など、法的な規制を含めたルールづくりの必要性を提案しているのが特徴。

西川会長は「琵琶湖は知恵と工夫を凝らさないとダメになるところまで来ている」としたうえで、「異なった立場の人が一堂に会して意見を出し合い、適正利用に向けたルール作りの合意を得る条件ができつつある」と意義を強調した。

県は提言を県のホームページで公開しており、六月までに県民からの意見も反映した適正利用施策をまとめ、九月県議会に提案。来夏のシーズンからの適用を目指している。

ホームページのアドレスは、<http://www.pref.shiga.jp/>

琵琶湖適正利用懇話会の提言の骨子は次の通り。

【地域協議会】琵琶湖にかかわる活動や環境とレジャーとの共存を図るため、行政や住民、レジャー関係者との意見交換の場として設置し、利用協定区域の設定など地域の实情に応じたルールづくりなどを行う。

【利用規制区域】集落域、生物やヨシ原など保全すべき生態系の残る地区、水道取水口、エリなどの漁業施設については漁業者に配慮し、十メートル - 四百メートルの範囲で動力船の航行禁止を視野に入れた侵入規制区域をつくる。

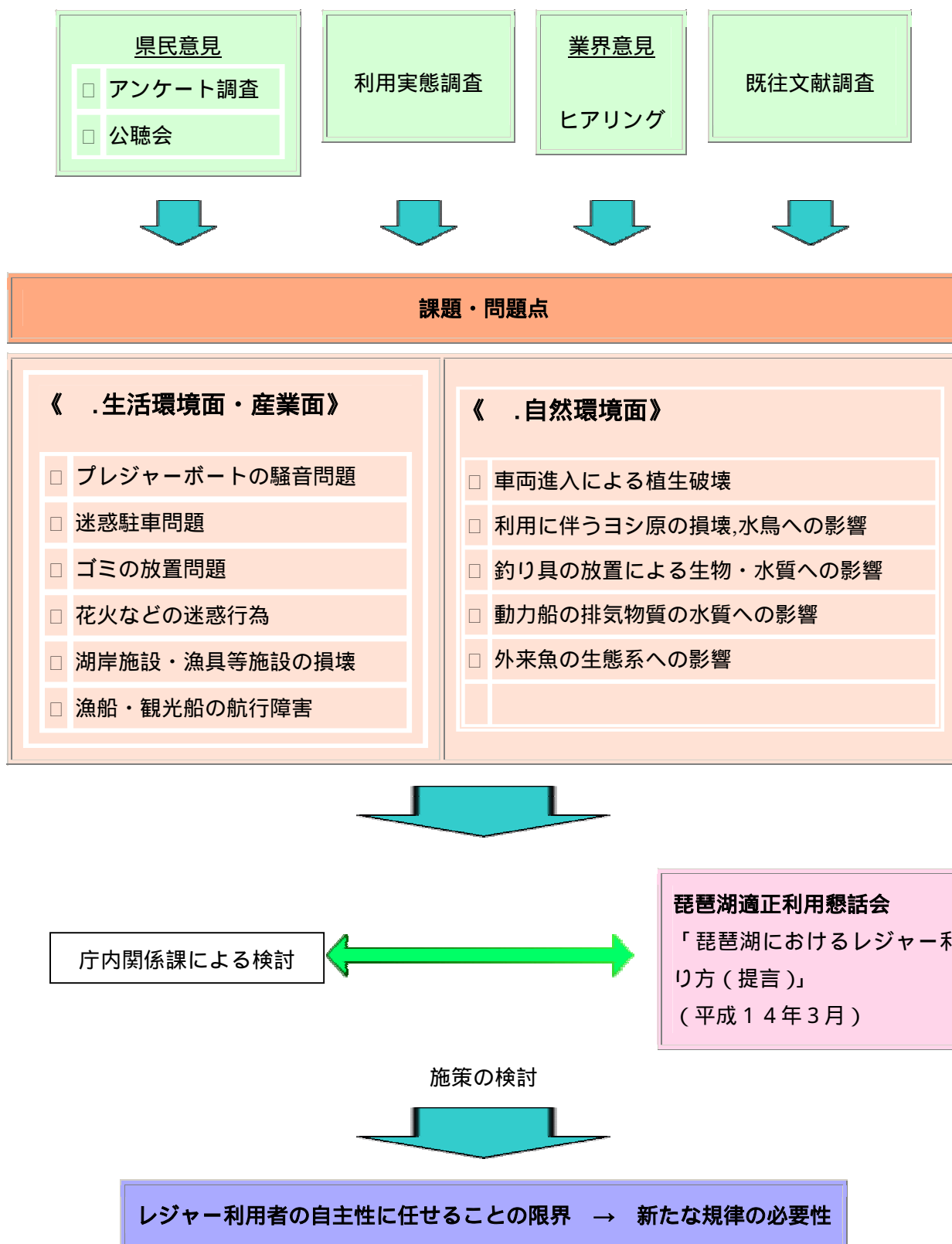
【水上バイク】エンジンの改良やマナー向上など、メーカーや利用者がそれぞれの立場で環境の負荷低減に努力する。また、排気に含まれる化学物質の水質、底質のモニタリングを継続する。

【エンジンの規制】排気ガスに含まれる炭化水素、窒素酸化物の合算値が高い旧型の2ストロークエンジンを全域で規制する。

【バス釣り】釣り禁止区域の設定や、民間のライセンス制度を導入し、優良な釣り人を育成する。五十種を超える琵琶湖の固有種保全の観点から、ブラックバスの存在を容認すべきではなく、バスのリリースは明確に禁止の方向を打ち出す。

【琵琶湖利用税・使用料】レジャー利用が琵琶湖に負荷をかけていることに対する意識を啓発するため、利用者から利用税または使用料の負担を求めることが望ましく、その根拠や徴収方法は行政が検討する。

琵琶湖のレジャー利用の適正化について



新条例による対応案	既存条例等による対応案	施策の充実案
<p>1. 関係する者の責務の設定</p> <p>2. 基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発 ・ 県民等の活動の促進 ・ 琵琶湖レジャー利用監視員の設置など <p>3. プレジャーボートの航行規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行規制水域の指定と航行制限 ・ 騒音に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 改造艇は使用しないよう努めるなど ・ 水質に関する配慮 <ul style="list-style-type: none"> 一定期間後2サイクルエンジン（環境対策型を除く）の使用禁止 <p>4. 環境への負荷の少ないレジャー利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮製品の使用、使用の促進など ・ 外来魚の再放流（リリース）禁止 <p>5. 琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置</p>	<p>1. ヨシ群落の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護地区の周囲での動力船の航行制限など <p>【滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例】</p> <p>2. 湖岸植生の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川区域への車両乗り入れ制限 <p>【河川法】</p> <p>3. レジャー活動による琵琶湖への負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湖面利用税について、有識者による懇話会を設置して検討 <p>【税関係条例】</p>	<p>1. 迷惑行為の防止</p> <p>滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等既存条例等の規定に基づく指導等強化</p> <p>2. 外来魚に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害外来魚駆除 ・ キャッチ＆イートの普及啓発など <p>3. 利用者マナーの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上オートバイ講習内容の充実 ・ レジャー利用マナーアップキャンペーンの実施

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案

第1章 総則

第1 目的

この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制、環境への負荷の少ないレジャー活動の推進その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全に資することを目的とする。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 琵琶湖 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定された琵琶湖、淀川（瀬田川洗堰から上流の区域に限る。）および西之湖ならびに規則で定める内湖をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境に加えられる影響であって、これらの環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) レジャー活動 レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。
- (4) レジャー利用者 琵琶湖においてレジャー活動を行う者をいう。
- (5) プレジャーボート 水トオートバイ、モーターボートその他

の推進機関として内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

ア 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船

イ 国または地方公共団体が所有する船舶

ウ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

ウに規定する「規則で定める船舶」は、観光船や作業船など業務に使用される船舶を定めます。

(6) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

第 3 県の責務

- 1 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的な施策を策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、関係市町との連携を図るとともに、関係市町が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策について必要な調整および協力を行うものとする。

第 4 レジャー利用者の責務

- 1 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 レジャー利用者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第 5 関係事業者の責務

- 1 琵琶湖におけるレジャー活動に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、その事業を行うに当たっては、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 関係事業者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策

第6 基本計画の策定

- 1 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7 広報、啓発等

県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第8 県民等の活動の促進

県は、県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進のための活動その他琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第9 施設の整備

県は、琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進を図るための施設その他の琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な施設を整備するも

のとする。

第10 調査研究

県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

第11 琵琶湖レジャー利用監視員の設置

知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な指導および啓発を行わせるため、琵琶湖レジャー利用監視員を置くものとする。

第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

第12 プレジャーボートの航行を規制する水域

- 1 知事は、住居が集合している地域、病院または学校の存する地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域に隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該地域の生活環境を保全するためプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止する必要があると認める水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域（以下「航行規制水域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定による航行規制水域の指定は、河川法第6条第1項に規定する河川区域の境界から規則で定める距離を超えてしてはならない。

第2項に規定する「規則で定める距離」は、プレジャーボートの騒音の状況等を踏まえて、琵琶湖の周辺的生活環境を保全するため必要な距離を、専門家の意見を聴いて、決定していきます。
- 3 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長および琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、航行規制水域を指定するときは、その旨および区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しななければならない。

- 5 航行規制水域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 前3項の規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

第13 プレジャーボートの航行の禁止

プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する移動のために航行する場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減ずるための措置を講じて航行するとき
 - ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動
 - イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動
- (2) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずる場合
- (3) 国または地方公共団体の業務を行うためプレジャーボートを航行させる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他やむを得ない事由があるものとして規則で定める場合

第4号に規定する「規則で定める場合」は、湖岸の施設の維持管理、県民体育大会等スポーツ競技の開催等において航行させる場合などの公益上やむを得ない事由により航行させる場合を定めます。

第14 停止命令

知事は、第13の規定に違反して、航行規制水域内においてプレジャーボートを航行させている操船者に対して、当該違反行為の停止を命ずることができる。

第15 2サイクルの原動機の使用禁止

プレジャーボートの操船者は、2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）を機関として備えるプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

第15に規定する「規則で定める方式の2サイクルの原動機」は、2サイクルエンジンであってもいわゆる環境対策型といわれる方式のエンジンが開発されており、このような方式の2サイクルのエンジンを定めます。

また、第15の規定は、平成18年4月1日から適用します。

なお、第15の規定の適用の日（平成18年4月1日）に既に所有されていた環境対策型でない方式の2サイクルエンジンを備えるプレジャーボートについては、平成23年3月31日まで使用することができることとします。

第16 プレジャーボートの操船者の守るべき事項

- 1 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造を加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させないよう努めなければならない。
- 2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音によって他のレジャー利用者その他の者に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせないよう努めなければならない。
- 4 プレジャーボートの操船者は、プレジャーボートの給油または工作物への衝突その他の事故に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施、安全な航行その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 環境への負荷の少ないレジャー活動の推進

第17 環境配慮製品の開発等

- 1 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の製造を行う事業者は、当該製品が水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮したものとなるよう開発および製造に努めなければならない。
- 2 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の販売を行う事業者は、その販売を行うに当たっては、水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮した製品（以下「環境配慮製品」という。）に関する情報の提供その他の環境配慮製品の普及のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第18 環境配慮製品の使用

レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するように努めなければならない。

第19 環境配慮製品の使用の促進

- 1 県は、レジャー利用者による環境配慮製品の使用を促進するため、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し必要な調査を行い、環境配慮製品に関する情報および琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品に係る環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、第17第1項または第2項に規定する事業者に対し、環境配慮製品の開発、製造、販売等の状況に関し報告を求めることができる。

第20 外来魚の再放流の禁止

琵琶湖におけるレジャー活動として魚類を採捕する者は、ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類を採捕したときには、これを琵琶湖に放流してはならない。

第5章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

第21 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第6第3項および第12第3項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第22 審議会の組織等

- 1 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第23 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第24 罰則

第14の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金

に処する。

施 行 期 日

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章および第 5 章の規定は平成 14 年 12 月 1 日から、第 15 の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会は、平成 14 年 12 月に設置します。

平成 15 年 4 月に第 13 の航行規制水域の指定を行い、指定水域について周知するための一定の期間を経た後、平成 15 年 5 月頃から航行規制を実施します。

また、第 15 の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用します。

- 2 なお、第 15 の規定の施行の際現に 2 サイクルの原動機（規則で定める方式の原動機を除く。）を機関として備えるプレジャーボートを所有する者が平成 23 年 3 月 31 日までの間において当該プレジャーボートを琵琶湖で航行させる場合には、第 15 の規定は適用しない。

第 15 の規定の適用の日（平成 18 年 4 月 1 日）に既に所有されていた環境対策型でない方式の 2 サイクルエンジンを備えるプレジャーボートについては、平成 23 年 3 月 31 日まで使用することができることとします。